

市県民税の申告は 郵送 または市役所受付会場へ

新型コロナウイルス感染
拡大防止のため、郵送での申告
にご協力ください!



申告方法	
郵送での申告	<p>「申告の手引き」を参照の上、申告書を作成し、3月15日(火)までに市役所へ郵送してください。</p> <p>※令和4年度の市県民税申告書は、令和3年度市県民税申告書を提出した方などに対し、2月上旬に郵送します(「申告の手引き」も同封)。そのため、勤務先から給与支払報告書が提出された方でも、行き違いで自宅に申告書が郵送されることがあります</p> <p>※市県民税の申告が必要で、市から申告書が届いていない方は、お問い合わせください</p>
窓口での申告	<p>申告会場: 市役所5階 大会議室</p> <p>申告期間: 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月6日(日)は受け付けます</p> <p>受付時間: 午前9時～午後4時</p>

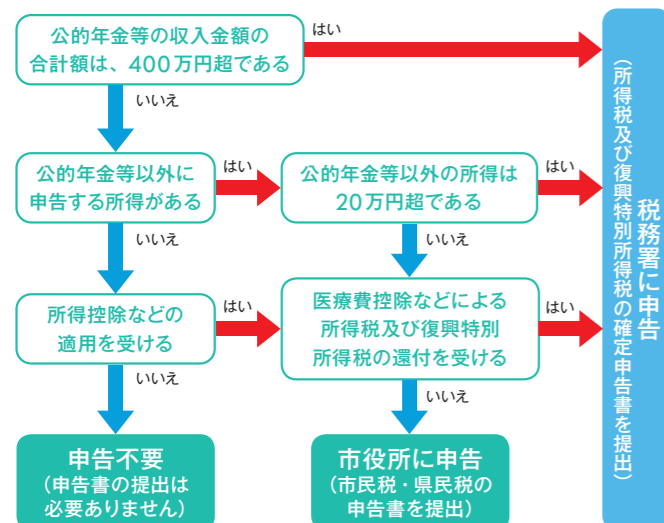
※会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります
 ※申告の内容によっては、SKIPシティ(埼玉県産業技術総合センター)での確定申告を案内する場合があります
 ※市役所での税理士事務所による無料税務相談は中止となります

申告が必要な方

- 給与所得以外の所得(雑・不動産など)がある方
※公的年金等収入の申告は下のフローで確認できます
- 医療費控除など、年末調整で提出できなかった各種控除を受けようとする方
- 所得がなく、保育所入所や児童手当、保育料などに対する補助金を受給している方、市営住宅の家賃・国民健康保険税の額などの決定を受けている方および各種税証明を必要とする方
- 税法上の扶養親族になっている方で、扶養者が住民票上、別世帯の方
- 収入が給与所得のみ(アルバイト・パート賃金収入も含む)で、勤務先から給与支払報告書(市への申告書)が未提出の方
※西川口税務署に確定申告をした方は、市県民税の申告は不要です。西川口税務署以外の税務署に確定申告書を提出した方は税務課までご連絡ください

<公的年金等の申告>

下記を参照の上、税務署または市役所に申告してください。



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

申告に必要なもの

- 収入の分かる書類
例: 給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票など
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 本人確認書類【マイナンバーカード、または通知カード+顔写真入り身分証明書(運転免許証など)】
- 障害がある方は障害者手帳など
- 学生は学生証(写し可)など
- 確定申告で還付を受ける方は申告者名義の口座番号などが分かるもの(通帳など)

事業所得や不動産所得のある方

- 収入や経費が分かる帳簿類と領収書(所得税の確定申告が不要な方のみ)

ふるさと納税などの寄附をした方

- 寄附先から発行される領収書・受領証明書など(申告書を提出した場合、ワンストップ特例が適用できないため、申告書への寄附金額などの記載・書類の添付が必要です)

医療費控除を受ける方

- 医療費控除の明細書(平成29年度の税制改正により、領収書の添付が不要になり、医療費控除の明細書の添付が必須となりましたので、ご注意ください)

新型コロナウイルス感染症対策について

- 来場の際は、マスクの着用、会場での検温・消毒にご協力ください。
- 咳・発熱などの症状がある方、体調不良の方は入場をお断りする場合があります。
- 会場の混雑状況によっては、入場制限を実施する場合があります。

問い合わせ 税務課(内線249)

確定申告のお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、パソコンやスマホから確定申告書が作成できます。作成した確定申告書は、e-Taxで送信するか、郵送してください。



スマホで確定申告しよう!

所得区分が給与所得(サラリーマン・アルバイトなど)、雑所得(年金受給者など)、一時所得(保険金など)、上場株式等の譲渡所得・配当所得(特定口座利用者など)の場合、スマホを利用して簡単に確定申告ができます。

こんなあなたはスマホ申告!

- 医療費控除
- 年末調整が済んでいない方
- 寄附金控除
- 2カ所以上の給与所得がある方

確定申告書等作成コーナー



※推奨ブラウザ Safari (iPhoneの方)
Google Chrome (Androidの方)

確定申告書等作成コーナーへ

動画で見る確定申告



※確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画が視聴できます

動画で見る確定申告へ

確定申告などに関するお問い合わせ

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

電話相談センター 048-253-4061 受付: 月～金曜日(祝日除く)、午前8時30分～午後5時 ※音声案内に従い「0」を選択してください

e-Taxや確定申告書等作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

受付: 月～金曜日(祝日除く)、午前9時～午後5時(1月11日～3月15日の間は祝日除く、午前9時～午後8時)

※1月11日～3月15日のうち、2月20日、27日、3月6日、13日の日曜日は、電話を受け付けています

◆ 会場で確定申告をする方へ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間(土・日曜日、祝日を除く)	申告会場	受付時間
2月16日(水)～3月15日(火) ※2月20日(日)、27日(日)は開設 ※この期間は、西川口税務署庁舎での申告相談はできません	SKIPシティ(埼玉県産業技術総合センター) 総合棟1階(A1街区)多目的ホール 川口市上青木3-12-18	午前9時～午後4時

入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※確定申告会場には、マスクを着用し、少人数で来場ください
 ※入場の際に検温を実施します。咳・発熱などの症状のある方は入場できません
 ※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります

還付申告の方の申告相談を2月15日(火)まで西川口税務署庁舎で行っています。

※2月16日(水)からのSKIPシティ会場は、大変混雑することが予想されますので、相談を希望する方は、2月15日(火)以前に西川口税務署申告会場へご来場ください

SKIPシティ交通アクセス	JR京浜東北線: 川口駅(バス) 東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車 JR京浜東北線: 西川口駅(バス) 東口5番乗場、「川口市立高校」下車
問い合わせ	西川口税務署 048-253-4061 〒332-8654 川口市西川口4-6-18

税理士事務所による確定申告無料電話相談

と き 2月1日(火)～15日(火)、午前9時30分～午後4時
 対 象 年金受給者の方、年の途中で退職した方、給与所得者で医療費控除などを受ける方
 相談方法 電話による税務相談 ※対面による相談は行いません
 予約方法 1月25日(火)～2月10日(木)までに関東信越税理士会西川口支部に電話予約
 または近くの税理士事務所に事前にご連絡ください

※内容によっては有料となる場合がありますので、事前に担当の税理士にご確認ください
 ※予約状況によっては受け付けできない場合があります

問い合わせ 各税理士事務所または関東信越税理士会西川口支部 048-255-6625